

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	山形美容専門学校
設置者名	学校法人 薬師の杜学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	美容科	夜・通信	1,875 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	山形美容専門学校
設置者名	学校法人 薬師の杜学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容室経営	2025年4月 ～2028年3月	組織運営体制の チェック
非常勤	美容室経営	2025年4月 ～2028年3月	経営体制のチェック
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山形美容専門学校
設置者名	学校法人 薬師の杜学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム検討会においてシラバス作成の方針を定め、美容師法(美容師養成施設指定規則)に基づき授業方法及び内容、到達目標を担当教員が作成する。作成したシラバスはホームページ上に公開し、学生へ示している。 	
授業計画書の公表方法	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科課程の成績評価は、学期毎に到達目標を定め、原則として定期試験により行う。 ・実習が伴う科目については、試験の他にも課題毎に進度表を作成し、到達状況を把握・点検し評価する。 ・学年末の試験結果及び、履修状況、補講状況を適正に評価し、単位の認定を実施する。 	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達目標の達成状況を100点満点で点数化し、成績の分布状況を的確に把握する。 	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修簿、成績簿等に基づき卒業判定資料を作成し判定会を行う。 美容師養成課程における全課程の修了に必要な総単位及び、成績について総合的に判断し、校長が卒業の認定を行う。 	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/ (学則の中に明記・上記アドレスよりダウンロード)</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	山形美容専門学校
設置者名	学校法人 薬師の杜学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/
収支計算書又は損益計算書	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/
財産目録	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/
事業報告書	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/
監事による監査報告（書）	https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2010 単位時間／67 単位	630 時間 /21 単位	単位時間 /単位	1380 時間 /46 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
		2010 単位時間／67 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		149 人	人	9 人	15 人	24 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 美容師法（美容師養成施設指定規則）に基づき、技能と教養の向上を図る為、授業計画を作成し実施する。
成績評価の基準・方法
（概要） ・教科課目の成績評価は、学期毎に到達目標を定め、原則として定期試験により行う。 ・実習が伴う課目については、試験の他にも課題毎に進度表を作成し、到達状況を把握・点検し評価する。
卒業・進級の認定基準
（概要） <卒業>履修簿、成績簿等に基づき卒業判定資料を作成し判定会を行う。 美容師養成課程における全課程の修了に必要な総単位及び、成績について総合的に判断し、校長が卒業の認定を行う。 <進級>学年末の試験結果及び、履修状況、補講状況を適正に評価し、進級の認定を実施する。
学修支援等
（概要）成績評価の基準を満たさない者や、欠課時数のある者に対しては補習を行い、確実に進級・卒業できるよう支援する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
75人 (100%)	人 (%)	72人 (96%)	3人 (4%)
(主な就職、業界等) 美容室、エステサロン、ネイルサロン、まつ毛エクステサロン等の美容業界			
(就職指導内容) 校内就活セミナー開催、校内就職ガイダンス開催、個別面接指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師国家試験受験資格、メイクアップ検定、ネイリスト検定、色彩検定、 フェイシャルエステティシャン認定等			
(備考)（任意記載事項） 卒業生のうち2名は就職内定後、国家試験不合格のため内定取り消し。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
151人	9人	6%
(中途退学の主な理由) 進路変更、退学後通信教育へ入学		
(中退防止・中退者支援のための取組) 早期三者面談の実施、父母等との情報共有(遅刻、欠課、成績状況)、経済支援の相談窓口設置及び手続きの指導、昼間課程継続困難者は通信課程への転入手続き等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容科	120,000 円	576,000 円	627,000 円	その他には教育充実費、実習費、教材費、諸経費、休学中の在籍料を含む
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
日本学生支援機構 給付奨学金採用候補者は、区分に応じて前期授業料納入を猶予する。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 毎年3月に実施する。主な評価項目は学校運営、教育活動、学生支援等とする。校長が責任者となり、自己評価の結果を、業界関連者や学識経験者3名からなる学校評価委員に報告し、指導助言を得て、教育環境改善や学生の資格取得向上に向けた支援、募集活動等に活用していく。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
美容室経営	2025年4月～ 2027年3月	業界関連
山形大学准教授	〃	学識経験者
元山形美容専門学校 校長	〃	学校関連
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.yakushinomori.ac.jp/school-overview/information/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.yakushinomori.ac.jp/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	1390005007892
学校名 (〇〇大学 等)	山形美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 薬師の杜学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		41人 (-) 人	34人 (-) 人	41人 (-) 人
内訳	第Ⅰ区分	17人	16人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	-	-	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	-	-	
区分外 (多子世帯)	0人	0人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				41人 (-) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 <small>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）</small>	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	人
前半期	0人
後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	-	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	-
計	人	-	-
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。